

道の駅南ふらの
道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設
出店者募集要項
【屋外型飲食店舗（起業枠）：1区画】



令和3年11月

南富良野町

1. 趣旨

道の駅南ふらのエリアに道路利用者（通過客）、観光客、地域住民の3つの消費を取り込み、観光で稼ぎ、地域経済活性化により地域振興の解決を図る地方創生の拠点として新たな複合施設を令和4年度に開業いたします。

「雇用の創出や事業機会の拡大を目指したインキュベーション機能を持ったフードコートの実現」を目的に、道の駅利用者、観光客、地域住民、そして、隣接地に新たに開業する宿泊特化型ホテル利用者など、幅広い利用者への「食」のニーズに対応できる屋外型飲食店舗への起業をされる出店者を募集します。

2. 募集内容

(1) 募集業種

道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設内屋外型飲食店舗（フードコート）において、飲食等の提供事業に起業する者。

(2) 施設利用許可場所

施設内の屋外型飲食店舗エリア（施設配置図及び完成予想図参照）

(3) 募集店舗数

1店舗

(4) 契約形態及び期間

①利用形態：使用許可

②許可期間：5年間（ただし手続きは1年間毎とする。）

許可期間の更新は不可とします。

3. 施設全体の概要

(1) 名称：道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設

(2) 所在地：空知郡南富良野町字幾寅687番地1

(3) 施設設置者：南富良野町

(4) 施設概要：複合施設面積 1,731.15㎡

（うち屋外型飲食店舗 242.70㎡：全6区画）

（募集対象：1区画 40.45㎡）

(5) 駐車場：大型車10台、普通車68台、身障者用2台、EV車用1台

(6) 開業時期：令和4年6月（予定）

(7) 道の駅営業時間、休館日：年中無休（但しメンテナンスによる休業日を除く）

9：00～19：00（6月～9月）

9：00～17：00（10月～5月）

12月31日から翌年1月2日まで休館

(8) 参考情報：道の駅南ふらの再編整備基本方針等、道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設整備概要、令和元年度道の駅入込状況

4. 施設配置図等

(1) 別紙参照

5. 売上情報管理

- (1) 国庫補助事業を活用し整備する本施設の効果検証を調査する必要があることから、重要業績評価指数（KPI）の算出のため、日計データ（レジカウント数、売上）を月単位で営業月の翌月10日までに提出いただきます。

6. 応募資格、使用条件等

(1) 応募資格

次の条件を全て満たすものとします。

- ①南富良野町に在住若しくは移住する者、又は南富良野町に事業所を新設する個人ないし法人であること。
- ②営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ③安定した経営能力、優良なサービス提供ができること。
- ④道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設の設置趣旨を十分に理解していること。
- ⑤地域住民や他の出店者と協調、協力ができること。
- ⑥次のいずれにも該当しないこと。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当する者であること、及びその事実があった後3年を経過していないこと。（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。）

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。

ウ. 風俗営業時の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものであること。

エ. 応募の日において、現に南富良野町の指名停止措置を受けていること。

オ. 応募の日において、破産手続き、再生手続きが開始されていること。

カ. 法人及び代表者の町税を滞納していること。（個人は代表者のみ）

(2) 使用条件

①募集事業者：屋外型飲食店舗を起業する事業者

②運営条件：

ア. 出店者の直営とします。（賃借権等の第三者への譲渡は認めません。）

イ. 出店する店舗の名称は、道の駅のイメージと適合する内容とし、必要に応じて南富良野町と協議することとします。

ウ. 南富良野町の食材を活かし、南富良野町ならではのメニューの考案、お客様の満足いく食事の提供、食材等の宣伝を実施いただきます。

- エ. 従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り南富良野町民や南富良野町に移住いただける方を優先してください。
- オ. トイレや駐車場等共用施設の使用については、南富良野町の指示に従っていただきます。
- カ. 出店者及びその従業員は、販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可などの手続きを全て実施してください。
- キ. 食の安全確保について、衛生管理や食中毒発生防止対策に加え、新型コロナウイルス感染症対策としてリスク回避を考慮した動線方法や、入場制限、スタッフへの研修などのマニュアルやチェックリストを作成・活用し、安心して食を提供できる環境づくりに努めてください。
- ク. 南富良野町の商工観光事業の推進に寄与いただくため、出店者は南富良野町商工会及び特定非営利法人南富良野まちづくり観光協会へ加入してください。
- ケ. 本要項の条件を遵守できない場合は、施設管理者である南富良野町の裁量により無条件で許可を取り消すことができるものとし、また、その指定する期日までに退去いただきます。
- コ. その他本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、南富良野町との協議により定めることとします。

③募集区画：1区画（40.45㎡）

※営業区画の選定は事業者決定後、協議のうえ定めることとしますが、利用者へのサービス提供の貢献度を考慮し、休業期間を設けない出店者（通年運営者）を優先します。

④経費負担

ア. 使用料（予定）

営業期間中：月額36,405円（1㎡あたり900円）を基本とします。

なお、休業期間中は以下のとおりとします。

休業期間中：月額18,203円（1㎡あたり450円）

※使用料は翌月末までに納付してください。

※敷金、初期契約料は不要。

イ. その他の経費

経営上必要な諸経費については出店者の負担とします。

- ・ 上下水道料金
- ・ 電気料金（使用実績に応じ毎月南富良野町より請求します。）
- ・ ガス料金（使用実績に応じ毎月南富良野町より請求します。）・ 通信料
- ・ 店舗内照明
- ・ 出店者が設置した什器、備品のメンテナンス費用
- ・ 修繕費用
- ・ 会計システム費用
- ・ 店舗内の衛生管理費用（清掃、害虫駆除及び廃棄物処理）等

ウ. 工事費等

南富良野町において施設内の設備接続部及び配管接続部まで整備します。

以下の項目については事業者が負担する。

- ・営業のために必要な設備及び内装工事、什器・備品、店舗サイン等
- ・出店者の過失、管理上の不備において生じた障害、破損等の補償及び補修費用
- ・退去する場合、施工・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、現状回復のうえ南富良野町へ引き渡してください。

エ. 営業期間

4月第4土曜日から10月最終日曜日までは必ず営業してください。

上記以外の期間は休業することも可能とします。

※定休日の設定は可能とします。

オ. 営業時間

以下の営業時間を基本としますが、利用状況等を踏まえ変更も可能とします。

なお、営業時間の延長・拡大、またはやむを得ず短縮する場合は、変更開始2週間前までに南富良野町に申し出てください。

11：00～19：00（6月～9月）

11：00～17：00（10月～5月）

カ. 開設時期

令和4年6月（予定）

7. 応募方法など

(1) 受付期間

①受付期間：令和3年11月8日（月）～令和3年12月10日（金）

②受付時間：8時30分～17時15分

※郵送の場合も令和3年12月10日（金）17時までに必着のこと。

(2) 申請書類

①出店申込書（様式第1号）

②出店計画書（様式第2号）

③会社（店）概要書（様式第3号）

④法人の登記簿謄本または団体の定款、規約

⑤代表者の住民票※個人の場合のみ

⑥納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、主たる事務所のある市町村の法人及び代表者の住民納税証明）

⑦直近3期の決算書（写し可）

※提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、本出店者選考以外の目的には一切使用いたしません。

(3) 提出部数

各々2部

(4) 質疑方法

質疑については、以下に定める質疑書類を持参、郵送のほか、電子メール又はFAXにより提出してください。

電話又は口頭による質疑は受け付けません。

① 質疑書類

A4判・様式不問（質疑要旨を簡潔にまとめて記入してください。）

② 質疑書類提出期限

令和3年11月19日（金）

※電子メールの場合は電話で送達確認を行ってください。

③ 質疑に対する回答

提出者への書面による回答のほか、南富良野町ホームページで回答内容を公表します。（提出者が特定される箇所及び内容は公表いたしません。）

(5) 提出先、問合せ先

上記書類を揃え、下記まで持参または郵送してください。

南富良野町 企画課 まちづくりプロジェクト推進室

〒079-2402 空知郡南富良野町字幾寅867番地

TEL：0167-52-2115

FAX：0167-52-2225

E-mail：kawaguchi.kenta@town.minamifurano.hokkaido.jp

担当：川口

8. 審査基準

(1) 評価項目：審査ポイント

① コンセプト

新たな複合施設の目的に適合する業態やサービスの提供ができる。

② 道の駅及び新複合施設利用者への貢献

道の駅エリアを利用するお客様に対して、魅力ある商品を継続的に提供し、道の駅エリアを魅力あるものにしていく力がある。

③ 経験及び実績

経営者、スタッフが業界において経験を有し、マネジメント技術、衛生や接客などに精通している。

④ 事業計画の妥当性

事業所の実績あるいは経営の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性がある

⑤商品開発力

地域の食材を活かしたメニューの提供や、南富良野らしいオリジナリティ溢れた商品の開発がされている又は期待できる

⑥町への波及効果

営業活動や雇用において、南富良野町内に広く経済的な波及効果が期待できる。

⑦経営安定力

取引先との支払いはもとより、営業を継続していくための負担について、業務を実施するための適切な売上計画や資金計画があり、トラブルが生じないように、一定の財務内容や資金調達の裏付けがある。

9. スケジュール

- (1) 公 募 開 始：令和3年11月2日（火）
- (2) 公募説明会：令和3年11月10日（水）15：30～
南富良野町役場 2階 大会議室
- (3) 質疑受付期限：令和3年11月19日（金）
- (4) 公 募 締 切：令和3年12月10日（金）
- (5) 選定審査会：令和3年12月下旬
- (6) 選定結果発表、通知：令和4年1月中旬
- (7) 運 営 準 備：令和4年4月下旬～6月中旬
- (8) 運 営 開 始：令和4年6月下旬

10. 選定関係

- (1) 応募者から提出された書類による書類審査によって（必要に応じて面接審査を実施）、営業方針、営業実績、採算性等を総合的に審査します。
- (2) 審査結果は書類選考のうえ応募者全員に通知します。なお、選定された出店者は南富良野町のホームページで公表します。
- (3) 選定の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。
- (4) 選定審査会においていずれも不適切と認められた場合、追加募集を行う場合があります。
- (5) 次のいずれかに該当すると認められた場合に、選定の取り消しを行います。
 - ①応募書類の記載内容に虚偽の記載があった場合
 - ②応募者の参加資格を満たさなくなった場合
 - ③その他出店者として不適切な事項が認められた場合